

消費生活トピックス

令和7年
6月号

ネット通販で違う商品が届いた — 代引き配達の利用が増えています —

【相談事例】

SNSで「耕運機 2万円」という広告を見て注文した。支払い方法は代引き配達しか選べなかった。商品が届き、宅配業者に代金を支払った。ところが開封すると耕運機ではなく部品が2つ入っていた。返金を求めて宅配業者に連絡したが、すでに販売元に支払い処理をしてしまったので対応できないと言われた。送り状に書かれた発送元の電話番号に連絡しているが繋がらない。
(80代 男性)

【トラブルの特徴】

- SNSの広告がきっかけとなっていることが多い。
- 代引き配達しか選択できない、あるいはクレジットカード払いを選択しても一方的に代引き配達に変更される場合もある。
- 偽物、あるいは注文と違う商品が届く。
- 通販サイト上や送り状に、販売業者の情報が記載されていない。記載があっても電話が繋がらなかったりメールの返信がない。



ポイント

■ 代引き配達で宅配業者等に代金を支払って商品を受け取ってしまうと、後から注文したものと違うと分かってても宅配業者からの返金は困難です。

■ SNSの広告に注意。上記特徴以外にも、大幅な値下げ、通常使われないフォントが使用されている、文章表現に違和感があるような場合は詐欺サイトを疑いましょう。

■ 注文前に、サイトに事業者名や連絡先の記載があるか確認しましょう。

■ 少しでもあやしいと感じたら取引しないようにしましょう。

おかしいな、困ったなと思ったら
相談しましょう

飯田市消費生活センター ☎0265-22-4530
消費者ホットライン ☎(局番なし) 188